

# 令和元年台風第 19 号災害「日本政策金融公庫」融資制度に対する 久慈市利子補給制度の概要について

令和元年 12 月 現在

久慈市では、日本政策金融公庫から令和元年台風第 19 号災害関連融資を受けた市内に事業所等を有する中小企業者等に対し、**利子の補給を行います。**

◆ 利子補給制度の概要	
対象となる融資制度	次に挙げる台風第 19 号災害関連融資（ただし、国民生活事業に限る。） ① 災害復旧貸付 ② 令和元年台風第 19 号特別貸付 ③ マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の拡充 ④ 生活衛生改善貸付の拡充
利子対象融資額	融資を受けた額と 1 千万円のいずれか低い額
利子補給額	<b>対象融資額に係る利子について全額を市が補給します。</b> ※ただし、利率の低い融資分から算定します。
利子補給期間	10 年以内
利子補給の時期	1 月から 12 月までに支払った利子について、翌年 1 月以降に利子補給金を交付します。（年 1 回の請求手続きが必要になります。）

## ◆ 利子補給補助金を受けるまでの流れ

### 1 申請書等の提出

#### (1) 提出書類

融資実行後に次の書類を**久慈市役所 2 階 商工市街地振興課**にご提出ください。

- ① 令和元年台風第 19 号災害復旧貸付等償還利子補給補助金交付**申請書**
- ② 融資を受ける際に提出した**契約書の写し**
- ③ 日本政策金融公庫が発行した融資に係る**支払額明細書の写し**

#### (2) 申請期間

- ① **令和元年 12 月 31 日までの支払い利子** **令和 2 年 1 月 6 日～令和 2 年 2 月 28 日**
- ② **令和 2 年 1 月 1 日以降の支払い利子** **令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 12 月 28 日**

**裏面につづく ⇒**

## 2 利子補給補助金の請求

### (1) 請求書等の提出

翌年1月以降に、次の書類を久慈市商工市街地振興課にご提出ください。

- ① 令和元年台風第19号災害復旧貸付等償還利子補給補助金**請求書**
- ② 日本政策金融公庫が発行する**利息支払証明等、支払った利子額が分かる書類の写し**
- ③ 市から届いた**補助金交付決定指令書の写し**

### (2) 請求期間

毎年1月1日から12月31日までの支払い利子について、

**翌年の1月4日～3月31日（平日のみ受付）**に、請求書等をご提出ください。

※ 申請手続きは1度行っていただければ、それ以後は原則手続き不要ですが、

**請求手続きについては、毎年年初に行っていただく必要があります。**

※ 償還期間中に融資期間の変更などがあり、**支払い融資額に変更がある場合は、変更申請**

**手続き**を行っていただく必要があります。

### 【お問合せ先】

〒028-8030 久慈市川崎町1番1号

久慈市 産業経済部 商工市街地振興課 TEL : 0194-52-1525 (直通)